

国際連合気候変動枠組条約 CDM 理事会第100回理事会(EB#100)概要報告

2018年 8月 31日

経済産業研究所・東京大学 戒能
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2018年 8月27日(月)～ 8月31日(金)

場 所 タイ バンコク 国連経済社会アジア本部棟(UNESCAP) A 会議場

主要結果

1. 定足・構成

1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternative
アジア ASIA	<i>Tariq M.</i> (パキスタン)	Oh D. (大韓民国)
中南米 LACRB	Arthur R. (バハマ) 議長	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Balishi G. (ボツワナ)	Mbaye E. D. (セネガル)
島嶼国 SIDS	Amjad A. (モルジブ)	Omar A. (ジャマイカ)
移行経済国 EIT	Diana H. (アルメニア)	Natalia K. (ウクライナ)
西欧 WEOG	Olivier K. (ベルギー・EU)	Martin E. (スイス)
(途上国)	Duan M. (中華人民共和国)	Miguez J. (ブラジル)
Non-An.-1	Benjamin K. (リベリア)	Moises A. (ドミニカ)
(先進国)	Piotr D(ポーランド・EU) 副議長	Frank W. (ドイツ・EU)
Annex-1	戒能 一成 (日本)	Lambert S. (ドイツ・EU)

※ 斜体は欠席

2. 運営管理 (議題2.1～)

2-1. 更新可能事業の更新手続改訂(Renewal of Crediting Period) 前 Annex-06 重 要

1) 背景 CDM 事業は登録完了後「10年固定」又は「7年・2回更新(更新可能事業)」の2通りの事業期間を選べるが、現状1,000件以上の更新可能事業が更新期限を過ぎても未更新のまま滞留し、事前通知も不実施のままの事業が増加し問題化。

2) 結果 以下のとおり決定。

(通常の事業活動の更新の場合)

- 現行事業手続における更新270日前の通知義務や発行停止期間措置は廃止する。
- 更新可能事業の更新は前の事業期間が終了した後1年以内に更新申請を事務局に提出することを義務づけ、以降の更新は原則認めない。
- 2018年8月現在なお未更新の更新可能事業については、2019年末迄の猶予期間内に更新申請を事務局に提出することを義務づけ、以降の更新は認めない。
- 事務局に対し必要な処置をとり該当事業などに連絡・通知を行うことを指示。

(集合事業(PoA)の更新の場合)

- 現行事業手続における更新270日前の通知義務や発行停止期間措置は廃止する。
- (更新には期限を設けない)

3) 議論 概略以下のとおり。

- 手続の不遵守よりも更新の不実施による滞留を正当でない権利行使として問題とする理事多し。
 - 現状で滞留している事業への「1年強以内の更新義務づけ」については異論もあったが、理事の多数が賛成し上記のとおり可決。
- 4) 対処 該当する更新未了事業の早期対処を推奨
- 当該決定事項は次回理事会(EB#101)での事業規約(PS 等)の改訂に反映され施行される予定。
 - 現時点において更新可能事業であって更新期間を過ぎても1回目・2回目の更新手続を行っていない事業については、猶予期間内に信任認証機関(DOE)により有効化(Validation)の確認を受けて更新申請を提出する必要あり。
 - 現行事業契約が可能な DOE は31しかなく、締切期間は非常に厳しいので早期の手続開始を推奨。

3. 個別案件 (議題3.1～) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)

3-1. DOE(認証機関)信認: Accreditation

2) 結果

再信認: E-0020 GHD, E-0022 TUV-NORD, E-0032 LGAI, E-0047 CEPREI,
E-0062 EPIC (いずれも 5年間延長)

定期監査(RS) 3件の終了を承認

業務監査(PA) 6件の終了を承認

3-2. 登録 Registration

2) 結果

2件の登録案件を了承: PA#4352 (GHD), PA#10394 (LGA)

3-3. 発行 Issuance

2) 結果

1件の発行案件を了承: PoA#6537 (RINA)

3-4. 他案件(同一 DOE VVs) Same DOE VVs

2) 結果

2件の承認申請を却下: GHD, Carbon Check

4. 制度改正 (議題4.1～)

4-1. 標準化ベースライン関係: Standardized Baseline

2) 結果

(採択)

- 標準化ベースラインのデータ範囲・採取年に関するガイドライン (新 Annex-1)
- 標準化ベースラインの改訂に関するガイドライン (新 Annex-14)
- 商業ビル省エネ標準化ベースラインツール "TOOL31" (新 Annex-2)

(再検討)

- 部門別標準化ベースラインガイドライン (MP#76 Annex-17)
(基準への格上げ、方法論間の整合性の再確認などを MP に要請)

4-2. 大規模方法論関係: Large-Scale Methodology

2) 結果 採択分

- AM0036 熱発生用途の化石燃料からのバイオマス転換
- AM0103 分散型電力システムでの再生可能発電
- ACM0002 系統接続再生可能電力
- TOOL07 系統電力排出計算システム
- AM0086 ゼロ・エネルギー消費型浄水供給システム

4-3. 小規模方法論関係: Small-Scale Methodology

2) 結果 採択分

- AMS-III.AJ 固体廃棄物回収・リサイクル
- AMS-III.BA 電子廃棄物回収・リサイクル
- AMS-III.AV 省エネルギー型浄水供給システム
- AMS-I.E 非再生バイオマスからの熱利用転換
- AMS-I.J 太陽熱給湯システム
- AMS-II.G 非再生バイオマスの利用効率向上
- AMS-III.AR LED/CFL による化石燃料利用照明からの転換

4-4. 方法論改訂関連(1) 自動追加性技術リスト問題

1) 背景 小規模・零細事業において以下の2種類の事業は自動的に追加性が認められ登録時に証明を必要としない制度となっている。

2018-19年事業(MAP2018-19)においては理事会から方法論パネル(MP)に対し a.につき有効期限切れとなる技術のリスト掲載継続妥当性の確認・検証、 b.につき単純規模要件に対する代替案の検討を指示。

- a. 太陽光発電(PV)など自動追加性技術リスト(TOOL21)該当技術による事業
- b. 零細事業であって自動追加性証明ツール(TOOL19)の要件を満たす事業

2) 結果 以下のとおり決定。

- a. のリスト掲載技術については、MP に対し途上国での普及率・平均費用などに焦点を当てて事実関係のみを再調査することを指示。
- b. の自動追加性要件については、MP に対し現行の規模要件ではなく技術リスト型の要件を念頭に再検討を指示。
- これらに関連して、現行の方法論のうち自動追加性が設定されているものを一覧化しリスト形式で整理することを事務局に指示。

3) 議論 検討不十分との見解で一致。

- a. のリストについて、当初 MP 案では太陽光発電(PV)をリストから除外すべきとの提案であったため、多数の理事が異論を唱え紛糾、再検討指示で合意。このような原因となった理由は、MP が IRENA などの統計から先進国を含む既存機関の調査結果を安易に引用したためと思われるが子細は不明。
- 結果として、リスト掲載基準(普及率3%未満・在来技術に比べコスト150%以上

など)の見直しは理事会で行うこととし、MP には途上国での普及率・平均費用などの事実関係のみの再調査を指示。

- b. の零細事業の自動追加性要件について、当初 MP 案では現行の「家庭用又は民生業務用」の基準を「家庭用又は集合住宅・住居用」に制限するとの非常に安易な提案であったため、複数理事から異論が出た結果、差戻し・再検討で決着。

4-5. 方法論改訂関係(2) 市場浸透率による追加性証明問題

- 1) 背景 方法論パネルから、上記リストの問題に関連して追加性証明の方法として新たに特定の技術・製品の「市場浸透率」や「市場浸透速度」を追加することの是非について検討する承認申請あり。
- 2) 結果 方法論パネル(MP)からの申請を却下。MP に更なる分析・説明を要請。
- 3) 議論 懐疑的意見多数。
 - そもそも必要性が疑問である点に加えて、用語の定義や既普及技術分析(Common Practice Analysis)など既存規定との関係やその運用状況との関係などMP 提案の問題意識が不詳という点で理事の見解が一致。
 - このため当該検討の目的・必要期間・成果の形態などの説明を再徴求することで妥結。

4-6. 方法論改訂関係(3) 非再生バイオマス算定ツール改訂問題

- 1) 背景 締約国会議(CMP)からの指示に基づき、砂漠化防止の観点から非再生バイオマスの省エネや再生可能エネルギー転換は「排出削減」として CDM 事業適格性が例外的に認められているが、方法論パネル(MP)から当該非再生バイオマス算定ツールの改訂提案あり。
- 2) 結果 方法論パネル(MP)からの申請のうち、実用性向上を目的としたデータ収集基準の見直し部分などを承認。他方で国別非再生バイオマス算定部分については締約国会議の理解が得られにくいとの判断から提案を却下。

5. 政策論 (次第4.3) (今回該当議案なし)

(参考) 今時理事会は第100回であるが、国連の常設機関を除いた条約上の理事会組織で通算100回を迎えた理事会はなく、事務局より本 CDM 理事会が国連史上初の100回達成理事会であるとの説明あり。

次回理事会 2018年11月26日～11月29日 ポーランド・カトウィーチェにて開催予定
(2018年最終理事会)